

でも相談に応じられるような体制となっていること

卵巣刺激法を受けることによりOHSSになる可能性はあるが、卵子提供者は胚移植を受けないので、その危険性は通常の体外受精・胚移植より少ないこと

採卵操作によって通常の生殖補助医療と同様の出血、感染、他臓器穿刺、麻酔合併症などのリスクが考えられること

ゴナドトロピンによる卵巣刺激によって卵巣癌のリスクが高まるという報告もあるが、まだ実証されていないこと

卵子提供の場合、卵巣刺激法を実施したことによって、その後に提供者自身の妊孕性が低下することはないこと

上記(1)～(2)の事項につき、

- ・ できるだけ正確な最新の情報を提供するように努めなければならない。
- ~~・ また、提案されている治療によって期待される結果と同時に、その治療の限界についても説明されなければならない。~~
- ~~・ 妊娠率や流産率、副作用等、提供者の年齢によって異なる結果が想定される事項については、可能な限り提供者の年齢に応じた説明をするよう心がけなければならない。~~
- ~~・ また、できるだけ提供を受ける者が実際に治療を受ける医療施設におけるデータと全国平均のデータの両方を用いて説明するのが望ましい。~~

2. 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施及び精子・卵子・胚の提供の条件について ~~以降の「説明の内容」については、「(ア)提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦に対する十分な説明の実施」における説明と同じ内容(記載を割愛。)~~

(1) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施の条件について

() 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けることができる者の条件について

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療全般に関わる条件について

~~加齢により妊娠できない夫婦は対象とならないこと。~~

~~自己の精子・卵子を得ることができる場合には、それぞれ精子・卵子の提供を受けることはできないこと。~~

~~夫婦の健康状態、精神的な安定度、経済状況など、生まれてくる子どもを安定して養育していける夫婦に限って提供を受けられること。~~

~~各々の提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の種類ごとに適用される条件について~~

精子提供者に対して

精子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦のみが、提供精子による人工授精を受けることができること。

~~精子提供による体外受精を受ける者に対して~~

女性に体外受精を受ける医学上の理由があり、かつ精子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供精子による体外受精を受けることができること。

卵子提供者に対して

卵子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供卵子による体外受精を受けることができること。

胚提供者に対して

胚の提供を受けなければ妊娠できない夫婦がに限って、提供された胚の移植を受けることができること。

ただし、卵子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦も、卵子の提供を受けることが困難な場合には、提供された胚の移植を受けることができること

() 子宮に移植する胚の数の条件について

体外受精・胚移植又は提供胚の移植に当たって、1回に子宮に移植する胚の数は、原則として2個まで、移植する胚や子宮の状況によっては、3個までとするされていること。

1回に2個以上の胚を子宮に移植する場合、~~もも~~仮に双子、三胎となってもそれを受け入れることとされていること。

(2) 精子・卵子・胚の提供の条件について

() 精子・卵子・胚を提供できる者の条件について

精子を提供できる人は、満55歳未満の成人とすることであること。

卵子を提供できる人は、既に子のいる成人に限りであって、且つ満35歳未満とすることであること。

ただし、自己の体外受精のために採取した卵子の一部を提供する場合には、卵子を提供する人は既に子がいることを要さないこと。

同一の人からの卵子の提供は3回までとすることであること。

同一の人から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人が妊娠した子の数が10人に達した場合には、当該同一の人から提供された精子・卵子・胚を提供された精子・卵子・胚によるは生殖補助医療に使用してはならないことはできないこと。

精子・卵子・胚の提供に当たっては十分な感染症の検査を行うこと、（血清反応、梅毒、B型肝炎ウイルスS抗原、C型肝炎ウイルス抗体、HIV抗体等の感染症の検査について検査を行うこと。）

具体的には精子・卵子・胚の提供が行われる場合には、提供時及びウイ

ンドウ・ピリオドが終了した後に、上記の感染症についての検査を行い受け、陰性が確認された提供者の精子・卵子（実際には、夫の精子と受精させた胚）・胚だけを場合のみ使用提供できることとする。

上記感染症の検査の結果は提供者に知らせられること。

遺伝性疾患に関しては、日本産科婦人科学会の会告「非配偶者間人工授精と精子提供」に関する見解の遺伝性疾患に関する部分及びその解説の当該部分に準じたチェック（問診）を行うが行われること。

当該遺伝性疾患のチェックの結果、提供をでき認められないと判断されること場合もあり得ること。

() 精子・卵子・胚の提供に対する対価の条件について

精子・卵子・胚の提供に係る一切の金銭等の対価を供与すること及び受領することをは一切禁止することされていること。

ただし、実費相当分（交通費、通信費等）については、この限りでないこと。

提供を受ける者より提供者に支払うことができる実費相当分の具体的な額。(P)

(「実費相当分」として認められるものの具体的な範囲について (検討課題 1))

(検討課題 1 第 1 0 次改訂後資料 P 1 6)

(要検討事項)

「実費相当分」として認められるものの具体的な範囲をどのように設定するか？

(交通費、通信費のほかにもどのようなものを実費相当分を含めるのか？)

(案 1) 個々の事例について、精子・卵子・胚の提供のために提供者が実際に支払った金額に一定額を加算した額を「実費相当分」(の上限) として認める。

(案 2) 個々の事例について、実際にかかった額を含めた一定の額を「実費相当分」(の上限) として認める。

(案 3) 個々の事例について、実際に提供者が負った負担に応じた額を「実費相当分」(の上限) として認める。

(案 4) 個々の事例について、精子・卵子・胚の提供のために提供者が実際に支払った金額のみを「実費相当分」として認める。

(案 5) 「実費相当分」という以上の具体的な基準は特に示さない。

医療費やカウンセリングの費用等、提供による生殖補助医療の施行に要する費用及びその支払いは、提供者提供を受ける者が全額負担すること。

() 精子・卵子・胚の提供における匿名性の条件について

精子・卵子・胚を提供する場合にの提供は匿名とすることで行われること。

精子・卵子・胚の提供における匿名性の保持の特例として、精子・卵子・胚を提供する人が兄弟姉妹等以外に存在しない場合には、当該精子・卵